

平成 30 年 3 月 1 日

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について  
(平成 30 年 3 月 1 日 諮問第 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、簗下係長)

電話：03－5253－5778

## 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第2項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可申請があった。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）  
（受信契約及び受信料）

第六十四条 （略）

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

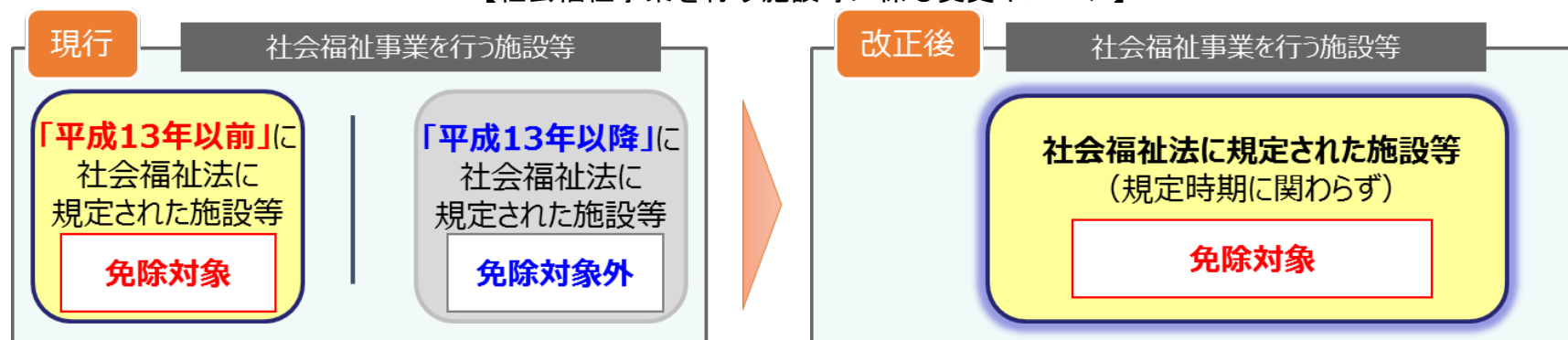
3・4 （略）

#### （1）受信料免除基準の変更の概要及び理由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行う施設等及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業を行う施設等について、取扱いの差を無くし、全ての施設等を受信料免除の対象とするとともに、従前の免除対象を継続して受信料免除の対象とするため、規定の整備を行うものである。併せて、その他の用語の整備を行うものである。

なお、本件変更は、「NHK受信料制度等検討委員会」の答申（平成30年1月12日）及び視聴者・国民からの意見募集（平成30年1月31日から同年2月13日まで）の結果を踏まえて行うものである。

#### 【社会福祉事業を行う施設等に係る変更イメージ】



## (2) 新たに免除対象となる社会福祉施設等

### 現行の免除対象

|         |                                                                                                           |             |                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------|
| 児童福祉関連  | 助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園<br>／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター<br>／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター 等 | 【事業数】<br>70 | 【免除件数】<br>28万<br>(28年度末) |
| 障害者福祉関連 | 身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等                                                                        |             |                          |
| 老人福祉関連  | 養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター<br>／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等                                 |             |                          |
| 上記以外    | 生活保護施設／母子福祉施設 等                                                                                           |             |                          |



### 新たな免除対象(以下の事業を行う施設・事業所)

|         |                                                                                                                                         |             |                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------|
| 児童福祉関連  | 障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業<br>／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業<br>／地域子育て支援拠点事業 ー一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業<br>／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業 | 【事業数】<br>25 | 【免除件数】<br>2万<br>(推計) |
| 障害者福祉関連 | 障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」<br>／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業<br>／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業 ー聴導犬訓練事業<br>／盲導犬訓練施設                   |             |                      |
| 老人福祉関連  | 小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業                                                                                                               |             |                      |
| 上記以外    | 福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業                                                                                                              |             |                      |

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設が受信料免除の対象

※ 更生保護事業法の関係では、現在継続保護事業を免除対象としているところ、一時保護事業、連絡助成事業も含め全ての保護事業を対象とする。  
 ※ なお、社会福祉法には、一定の人数に満たないものは対象とならない等の要件がある。

### (3) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更案

3

「日本放送協会放送受信料免除基準」新旧対照表

( \_\_\_\_\_ 部分は、変更部分)

| 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 全額免除<br/>(社会福祉施設等)</p> <p>(1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>社会福祉施設等入所者</u>)</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設 <u>または事業所</u> の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</p> <p>(災害被災者)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 半額免除<br/>(視覚、聴覚障害者)</p> <p>(1) (略)</p> | <p>1 全額免除<br/>(社会福祉施設)</p> <p>(1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>社会福祉事業施設入所者</u>)</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</p> <p>(災害被災者)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 半額免除<br/>(視覚、聴覚障害者)</p> <p>(1) (略)</p> |

(重度の障害者)

(2) (略)

(重度の戦傷病者)

(3) (略)

3 免除事由の調査

(略)

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

別表 1

|                                 |                                       |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 社<br>会<br>福<br>祉<br>施<br>設<br>等 | <u>社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業</u>   |
|                                 | <u>所または更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生</u> |
|                                 | <u>保護事業を行なう施設もしくは事業所</u>              |

(注) 社会福祉法第2条第4項第4号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

(重度の障害者)

(2) (略)

(重度の戦傷病者)

(3) (略)

3 免除事由の調査

(略)

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

別表 1

|                            |                                                                                        |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 社<br>会<br>福<br>祉<br>施<br>設 | <u>(生活保護施設等)</u>                                                                       |
|                            | 1 <u>生活保護法に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</u>                                  |
|                            | 2 <u>社会福祉法に規定する、生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設および生計困難者に対して助葬を行う施設</u>        |
|                            | 3 <u>社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業を行う施設</u> |

(児童福祉施設等)

- 4 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- 5 児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業を行う施設
- 6 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業または放課後児童健全育成事業を行う施設
- 7 社会福祉法に規定する、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業を行う施設

(母子・父子福祉施設等)

- 8 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）および同法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業または寡婦日常生活支援事業を行う施設

(老人福祉施設等)

- 9 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター）ならびに同法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業または認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

(障害者支援施設等)

- 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業を行う施設および同法に規定する障害者支援施設
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターおよび福祉ホーム

(身体障害者福祉施設)

- 12 身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設
- 13 社会福祉法に規定する、身体障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設

(知的障害者福祉施設)

- 14 社会福祉法に規定する、知的障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設

(婦人保護施設)

- 15 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に規定する婦人保護施設

(更生保護事業施設)

- 16 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護事業のうち、継続保護事業を行う施設

(その他の社会福祉施設)

- 17 社会福祉法に規定する授産施設および同法に規定する生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業を行う施設
- 18 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設
- 19 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う施設
- 20 社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、無料または低額な費用で介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行う施設
- 21 社会福祉法に規定する隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料または低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善および向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)を行う施設
- 22 1 から 21 の施設に関する連絡または助成を行う施設

(注1) 本表における「社会福祉施設」には、次の施設は含まない。

- ①実施期間が6か月(22に掲げる事業にあっては、3か月)を超えない事業を行う施設
- ②社団または組合の行う事業であって、社員または組合員のためにする事業を行う施設
- ③常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たない施設(1、4、5、16、20～22を除く)
- ④22に掲げる施設のうち、社会福祉法に規定する社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度5百万円に満たないものまたは助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(注2) 本表における「児童福祉施設等」には、次の施設は含まない。



児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業を行う施設のうち重症心身障害児のみを対象として事業を行う施設  
(注3) 本表における「障害者支援施設等」には、次の施設は含まない。  
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスに係る事業のみを行う施設  
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の3の2第3項に規定する精神障害者居宅介護等事業または精神障害者短期入所事業のみを行う施設

別表2（略）

別表3

|             |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 障<br>害<br>者 | (身体障害者)                                                               |
|             | 1 (略)                                                                 |
|             | (知的障害者)                                                               |
|             | 2 (略)                                                                 |
|             | (精神障害者)                                                               |
|             | 3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）</u> に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者 |

別表4（略）

別表2（略）

別表3

|             |                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 障<br>害<br>者 | (身体障害者)                                                 |
|             | 1 (略)                                                   |
|             | (知的障害者)                                                 |
|             | 2 (略)                                                   |
|             | (精神障害者)                                                 |
|             | 3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u> に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者 |

別表4（略）

(4) 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響

減収額 2億円

支出額 影響を及ぼすものではない。

(5) 実施しようとする時期

平成30年4月1日から施行する。

## 2 審査の結果

本件申請は、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設等及び更正保護事業法に規定する更生保護事業を行う施設等について、一部施設等が受信料免除の対象とされていない状況下、外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申（平成30年1月12日）や国民・視聴者を対象とした意見募集（平成30年1月31日から同年2月13日まで）の結果を踏まえ、同一の法律に規定する施設等における取扱いの差を無くす観点から、全ての施設等を受信料免除の対象とするものであり、必要かつ適当なものと認められる。

また、本件免除による事業収入の減収額については、年間2億円と見込まれるところ、NHKが公共放送の担い手として社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められる。

よって、本件申請については、申請のとおり認可することとしたい。

## 参照条文

### ○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3・4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）

（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第二百十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～六 （略）

2 （略）

### ○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)（抄）

（受信料免除基準の認可申請）

第二十二条 法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 受信料免除の基準

二 受信料免除の理由

三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明

四 実施しようとする期日

## ○ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

※黄色ハイライト箇所は本改定により受信料免除が広がる事業類型

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移

動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

## ○ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

（目的）

第一条 この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者更生保護事業法

五 罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者六 労役場から出場し、又は仮出場を許された者

六 労役場から出場し、又は仮出場を許された者

七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

九 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者

十 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5～7 （略）

平成 30 年 3 月 1 日

日本放送協会に対する平成 30 年度国際放送等実施要請について  
(平成 30 年 3 月 1 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(柳谷課長補佐、関本係長)

電話：03－5253－5798

## 日本放送協会に対する平成30年度国際放送等実施要請について

### I 要請放送制度

#### 1 目的

NHKに国際放送等を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

#### 2 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

##### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)



- (2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。平成30年度は、ラジオ約9.6億円、テレビ約25.8億円、計約35.4億円。

### 3 これまでの取組

- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

## Ⅱ 実施要請の内容

### 1 ラジオ国際放送

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

#### 1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

#### 2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

#### 3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

※ 平成30年度予算案が原案どおり成立した場合は約9.6億円。

## 2 テレビ国際放送

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

### 1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

### 2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

※ 平成30年度予算案が原案どおり成立した場合は約25.8億円。

以上

# ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

7

| 平成30年度（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成29年度                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p> <p>1 放送事項</p> <p>（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <p>ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項</p> <p>イ 国の重要な政策に係る事項</p> <p>ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項</p> <p>エ その他国の重要事項</p> <p>（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。</p> <p>2 放送区域</p> <p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>（1）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>（2）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>（3）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>（4）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>（5）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>（6）放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。</p> <p>（7）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p>4 国の費用負担等</p> <p>（1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>（2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u>とする。</p> | <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。</p> |

# テレビ国際放送の実施要請書の比較表

8

| 平成30年度（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 平成29年度                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p> <p>1 放送事項<br/>放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。<br/>（1）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項<br/>（2）国の重要な政策に係る事項<br/>（3）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項<br/>（4）その他国の重要事項</p> <p>2 放送区域<br/>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p> <p>3 その他必要な事項<br/>（1）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。<br/>（2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。<br/>（3）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。<br/>（4）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。<br/>（5）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p>4 国の費用負担等<br/>（1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。<br/>（2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u>とする。</p> | <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。</p> |

# 国際放送の現状

## 1 ラジオ国際放送

(1) 放送時間 1日延べ64時間30分

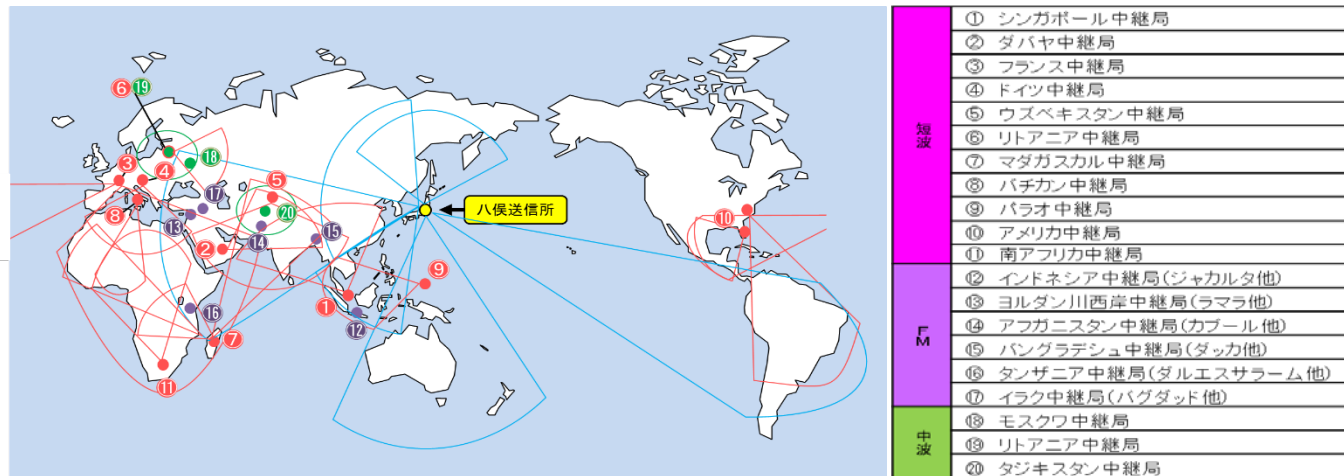
(2) 放送区域 15区域

(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局20か所



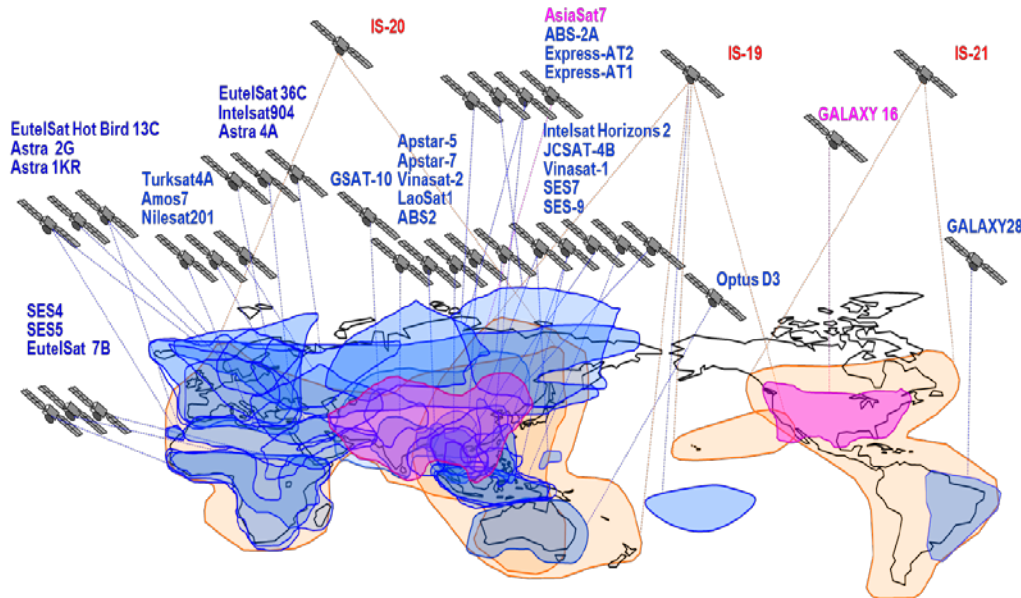
((⑥と⑱は同じ))



## 2 テレビ国際放送

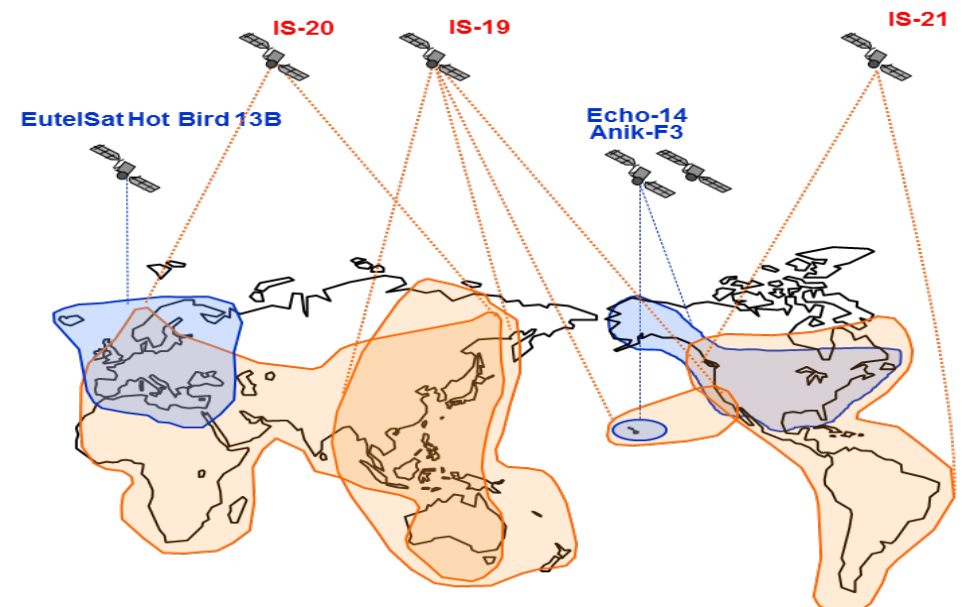
- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）  
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。  
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星36基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

### <外国人向け>



- 直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）
- 主にホテルにて視聴可能

### <邦人向け>



## ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

### （定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

### （目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

### （業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 （略）

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 （略）

### （外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法）

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において

同じ。)として保有しなければならない。

- 一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
  - 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。
- 2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。
- 3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かななければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

#### （国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

#### (国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用 及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用 は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

#### (放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。
- 6 (略)

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

平成30年3月1日

放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可について  
(平成30年3月1日 諮問第6号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(庄司課長補佐、福島係長)

電話：03－5253－5793





# 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可について

平成30年3月1日

情報流通行政局

## 背景

- ◎ 放送大学学園は、昭和60年4月に関東地方の一部地域を放送対象地域として地上基幹放送（アナログテレビジョン放送及び超短波放送（FMラジオ放送））を開始した後、平成23年10月に衛星基幹放送（BSテレビジョン放送及びBSラジオ放送）を開始することにより、日本全国での放送授業番組の視聴環境を整備。
- ◎ 放送大学学園においては、平成28年5月、近年の一般家庭へのBS放送受信機の普及状況等に鑑み、平成30年10月30日までに衛星基幹放送に完全移行することとし、地上基幹放送を終了することを決定。
- ◎ 今般、地上基幹放送の終了に向けて、放送大学学園の特定地上基幹放送局について、放送法（昭和25年法律第132号）第89条第1項の規定に基づき、廃止に係る認可について申請があったもの。

## 【放送大学における放送に係る経緯等】

昭和60年 4月 地上アナログテレビジョン放送・超短波放送（FMラジオ放送）による授業開始 [関東地方の一部地域]

平成10年 1月 CSデジタル放送による全国放送開始

平成18年12月 地上デジタルテレビジョン放送開始 [関東地方の一部地域]

平成23年 7月 地上アナログテレビジョン放送終了 [関東地方の一部地域]

〃 10月 BSデジタルテレビジョン放送・BSラジオ放送による全国放送開始

平成24年 3月 CSデジタル放送終了

平成28年 5月 地上デジタルテレビジョン放送・超短波放送（FMラジオ放送）の終了を決定、放送終了に関する周知広報開始

平成30年 9月 地上デジタルテレビジョン放送・超短波放送（FMラジオ放送）による番組放送終了 <予定>

〃 10月 BSデジタル放送に完全移行 <予定>

## 諮問の概要

- ◎ 特定地上基幹放送局の廃止について、視聴環境の確保や周知広報等の観点から審査を行った結果、適当であると認められることから、放送法第89条第1項の規定により、認可することとしたい。

放送大学学園(以下「申請者」という。)から申請のあった特定地上基幹放送局の廃止について、視聴環境の確保や周知広報等の観点から審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

## 特定地上基幹放送局を廃止する妥当性

- 現在、申請者が行っている地上基幹放送(テレビジョン放送及び超短波放送(FMラジオ放送))は、関東地方の一部地域を放送対象地域としているが、申請者においては、既に衛星基幹放送(BSテレビジョン放送及びBSラジオ放送)により、日本全国における授業番組の視聴環境を整備している。
- 今般、地上基幹放送を終了し、特定地上基幹放送局を廃止することにより、一部のエリアのみ衛星基幹放送と地上基幹放送で重複している状況の解消を図ることは、電波の有効活用や申請者の効率的な運営という観点からも、妥当であると認められる。

## 視聴環境の確保

- 上述のとおり、申請者は、衛星基幹放送により日本全国における授業番組の視聴環境を整備しており、地上基幹放送が終了した場合も、引き続き、放送による視聴環境は確保されるものと認められる。
- また、放送以外でも、インターネットによる授業番組の配信(学生のみ視聴可)を行うとともに、ラジオ放送による授業番組については、無料のアプリである「radiko(ラジコ)」を利用してタブレットやスマートフォンで聴取することを可能としている他、全都道府県に設置している学習センター等(全国57箇所)における視聴環境の提供や放送番組の記録媒体(DVD・CD)の郵送貸出も行っており、地上基幹放送が終了した場合も、授業番組の視聴環境の確保に向けて、様々な対策が講じられているものと認められる。

## 周知広報対応

- 地上基幹放送の終了については、平成28年5月から継続的に、放送大学ホームページや各種配布資料(入学案内、番組表等)への掲載、広報番組による告知、すべての在学生に対する文書送付等を通じて周知広報を行うとともに、今後も、新聞等のメディアを通じた周知広報や地上デジタルテレビジョン放送画面における告知スーパーの表示等を行っていくことを予定しており、学生等の視聴者への周知広報対応は適切に行われるものと認められる。

## ○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（放送の休止及び廃止）

第八十九条 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた学園の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十九条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第百十六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

## ○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄）

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務

二 廃止又は休止しようとする理由

三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間

2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

## ○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（抄）

（無線局の廃止）

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（以上）

平成30年3月1日

放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可について  
(平成30年3月1日 諮問第7号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(佐藤課長補佐、浅井係長)

電話：03－5253－5799

# 放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可について

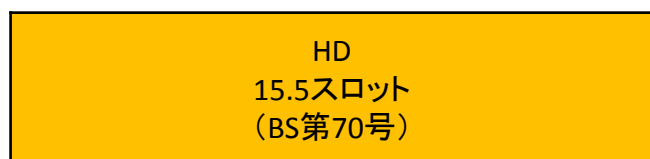
平成 30 年 3 月 1 日  
情報流通行政局  
衛星・地域放送課

# 放送大学学園による衛星基幹放送の一部業務の廃止について

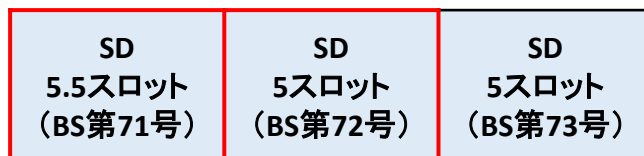
2

- 放送大学学園においては、平成30年10月30日に地上基幹放送を終了し放送の業務を衛星基幹放送に一元化することに合わせて、社会人への学び直しの機会の提供等を目的として、放送番組の編成の見直しを行う予定。
- 放送大学学園は、現在、HD画質により授業番組の放送（一部、教養系番組（特別講義等）及び告知番組の放送あり）を行うほか、HD画質による放送を行わない一部の時間帯において、SD画質により授業番組、教養系番組及び告知番組の放送を行っているが、昨今の放送機器の性能の向上を踏まえ、平成30年10月以降は、画質を維持したまま、HD画質による放送及びSD画質による放送の2チャンネル同時の放送をほぼ常時にわたって行うことを予定。
- その実現に必要な伝送容量（スロット数）を確保するため、BS第73号に係る業務の廃止に係る認可を申請。

## 【現 状】



⇒ 通常、1日のうち大半の時間にわたり放送（BS第71号～73号の放送を行う時間を除く）。

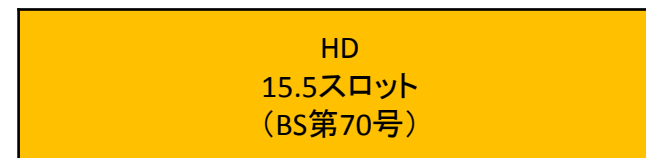


⇒ 1日のうち、BS第70号の放送を行わない時間（通常、約3時間45分）に放送。

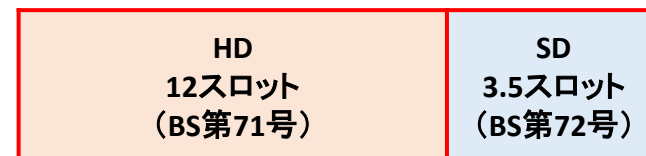
### <放送番組の内容>

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| BS第70号(HD) | 授業番組 ※一部、教養系番組、告知番組あり |
| BS第71号(SD) | 授業番組                  |
| BS第72号(SD) | 授業番組、教養系番組            |
| BS第73号(SD) | 授業番組、教養系番組、告知番組       |

## 【変更後】



⇒ BS第71号及び72号の放送を行わない時間に放送。



⇒ 1日の放送時間のうち、ほぼ常時にわたり放送。

・BS73号の廃止

・BS第71号及び72号の  
スロット数を変更

### <放送番組の内容>

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| BS第70号(HD) | 教養系番組、告知番組、<br>授業番組（一部科目） |
| BS第71号(HD) | 〃                         |
| BS第72号(SD) | 授業番組（全科目）                 |

※番組編成の詳細は現在検討中のため、現段階での計画をもとに記載

- ・ 放送大学学園法においては、放送大学の設置の目的を「大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ること」と規定している。
  - ・ 今般の一部業務の廃止により、HD画質による放送及びSD画質による放送を同時に行うことが可能となり、教養系番組等の画質が向上し、放送時間も増加が見込まれる。
- ⇒ **放送大学設置の目的に照らして問題ないものと考えられることから、認可することが適当。**



- 放送大学は、これまで学生の単位取得のため授業番組を中心に提供。
- 今後は、人生100年時代における社会人の多様な学び直しニーズに応え、学び直しの機会を提供する先導的役割も担っていくことが必要。

## ○2017年8月3日閣議決定「基本方針」

「これまでの画一的な発想にとらわれない「人づくり革命」を断行する。人生100年時代を見据えた経済社会の在り方を大胆に構想する。いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる。(略)そのような「誰にでもチャンスあふれる日本」を創る。」

## ○2017年9月11日 人生100年時代構想会議(第1回)議事録

「人生100年時代を見据えた人づくり革命は、安倍内閣が目指す一億総活躍社会をつくり上げる上での本丸であり(略)これからの安倍内閣の最大のテーマであります。(略)学び直しをしていくことによって(略)社会に貢献していただけるし、あるいは、それぞれの人生が100年、もっと充実したものになっていくのではないか。」

## ○2017年9月19日 中央教育審議会教育振興基本計画部会(第8期～)

### 「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」

目標(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

(測定指標候補) 大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

### ○働きながら教育機関において学べる学習環境の整備

- ・放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るとともに、放送大学を学び直しの機会を提供する先導的役割を果たす高等教育機関として位置づけ、そのノウハウや技術を生かした、他大学・企業・行政との連携によるプログラムの提供や各大学のプログラム開発への協力を促進する。

## ○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)抄

(放送の休止及び廃止)

第八十九条 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2、3 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(実施基準の認可)、同条第十四項(任意的業務の認可)、第二十二条(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第百十六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

平成 30 年 3 月 1 日

基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更について  
(平成 30 年 3 月 1 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(庄司課長補佐、福島係長)

電話：03－5253－5793

総務省情報流通行政局放送技術課

(篠澤課長補佐、棚田課長補佐、井上係長、黒田係長)

電話：03－5253－5786

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(佐藤課長補佐、浅井係長)

電話：03－5253－5799

# 基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更について

平成30年3月1日

情報流通行政局

① 放送大学学園から、

(1) 地上基幹放送(テレビジョン放送及び超短波放送(FMラジオ放送))の終了に伴う特定地上基幹放送局の廃止  
(諮問第6号関係)

(2) 衛星基幹放送の一部業務の廃止(諮問第7号関係)

について認可申請があったため、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)及び基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)について、所要の規定整備を行う。

② 離島において中波放送(AM放送)に係る外国波による混信が発生している状況に鑑み、中波放送の放送対象地域において超短波放送用周波数を用いた外国波混信対策を行うことが可能となるよう、所要の規定整備を行う。  
(基幹放送用周波数使用計画の変更関係)

③ 地上デジタルテレビジョン放送に係る受信障害に関し、

(1) 福岡県において、外国波による混信が発生している状況に鑑み、チャンネル変更及び空中線電力の増力による混信対策を行うことが可能となるよう、所要の規定整備を行う。

(2) 沖縄県における受信障害対策の終了に伴い、当該対策のために実施したチャンネル変更に係る周波数を削除するため、所要の規定整備を行う。(基幹放送用周波数使用計画の変更関係)

以上を踏まえ、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の変更について諮問するもの。

- 【変更内容① 関係】

[illegible]

## 【変更内容 ① 関係】

| 変更案                                |      |          |            | 現行                                 |        |          |            |
|------------------------------------|------|----------|------------|------------------------------------|--------|----------|------------|
| (2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）<br>ウ 超短波放送 |      |          |            | (2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）<br>ウ 超短波放送 |        |          |            |
| 基幹放送の区分                            |      | 放送対象地域   | 放送系の数の目標   | 基幹放送の区分                            |        | 放送対象地域   | 放送系の数の目標   |
| 協会の放送                              | 総合放送 | 都道府県の各区域 | 放送対象地域ごとに1 | 協会の放送                              | 総合放送   | 都道府県の各区域 | 放送対象地域ごとに1 |
| (略)                                | (略)  | (略)      | (略)        | 学園の放送（有料放送を行うものを除く。）               | 大学教育放送 | 関東広域圏（注） | 1          |
| (略)                                | (略)  | (略)      | (略)        | (同左)                               | (同左)   | (同左)     | (同左)       |

(削る)

注 学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

## 【変更内容 ② 関係】

| 変更案                                                       |  |  |  | 現行                                                                        |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等<br>1 (略)<br>(削る)    |  |  |  | 第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等<br>1 (同左)<br>2 放送大学学園の放送<br>教育放送    |  |  |  |
| 2 基幹放送事業者の放送（3による放送を除く。）<br>(略)                           |  |  |  | 3 基幹放送事業者の放送（4による放送を除く。）<br>(同左)                                          |  |  |  |
| 3 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）<br>(略)                       |  |  |  | 4 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）<br>(同左)                                      |  |  |  |
| 第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等<br>1 (略)<br>(削る) |  |  |  | 第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等<br>1 (同左)<br>2 放送大学学園の放送<br>教育放送 |  |  |  |
| 2 基幹放送事業者の放送<br>(1)・(2) (略)                               |  |  |  | 3 基幹放送事業者の放送<br>(1)・(2) (同左)                                              |  |  |  |

| 放送対象地域 | 親 局  |          |           |
|--------|------|----------|-----------|
|        | 送信場所 | 周波数(MHz) | 空中線電力(kW) |
| 関東広域圏  | 東京   | 77.1     | 10        |

| 放送対象地域 | 親 局  |                  |           | 中継局  |                  |           |
|--------|------|------------------|-----------|------|------------------|-----------|
|        | 送信場所 | 周波数<br>(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所 | 周波数<br>(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) |
| 関東広域圏  | 東京   | 28               | 5         | 前橋   | 28               | 0.1       |



- ◎ 放送大学学園は、平成30年10月に衛星基幹放送（BSテレビジョン放送・BSラジオ放送）に一元化するタイミングに合わせて、HD画質の番組とSD画質の番組を同時に放送することを予定。
- ◎ そのため、基幹放送普及計画第1の1(1)イ(イ)について、必要な規定の整備を行う。

## 【変更内容】

| 変更案                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>イ 衛星基幹放送</p> <p>(イ) 学園の衛星基幹放送</p> <p>学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送（高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うこと。</p> | <p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>イ 衛星基幹放送</p> <p>(イ) 学園の衛星基幹放送</p> <p>学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。</p> <p>(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。</p> |



## ② 中波放送における外国波混信対策に係る中継局の開設関係

- ◎ 中波放送の放送対象地域における超短波放送用周波数（FM放送用周波数）を用いた外国波混信対策について、離島を放送区域とする中継局の開設を可能とすることが必要。
- ◎ そのため、基幹放送用周波数使用計画第1の4について、外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数（FM放送用周波数）を用いて放送を行う中継局に関する規定の追加等を行う。

### 【変更内容】

| 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 総則</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(4)の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。</p> <p>(1) 中波放送を行う1kW未満の中継局</p> <p>(2) 中波放送の放送対象地域において外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（離島を放送区域とするものに限る。）(5(3)に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 超短波放送を行う中継局（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> | <p>第1 総則</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(3)の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。</p> <p>(1) 中波放送を行う1kW未満の中継局<br/>(新設)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 超短波放送を行う中継局（(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の4に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> |

- ◎ 福岡県の宗像市及び太宰府市において、地上デジタルテレビジョン放送に係る外国波による混信の発生が判明したことから、宗像中継局のチャンネル変更及び太宰府中継局の空中線電力を1Wから10Wに増力することにより、混信の解消を図る予定。
- ◎ そのため、基幹放送用周波数使用計画第5の1の(2)及び(3)並びに第5の3の(2)について、中継局に係る規定の追加を行う。

**【変更内容】**

変更案

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |              |           | 中継局      |              |              |           |  |  |
|--------|------|--------------|-----------|----------|--------------|--------------|-----------|--|--|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所     | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW)    |           |  |  |
| 福岡県    | 福岡   | 28           | 3         | 北九州      | 40           | 1            |           |  |  |
|        |      |              |           | 大牟田      | 17           | 0.01         |           |  |  |
|        |      |              |           | 久留米      | 17           | 0.03         |           |  |  |
|        |      |              |           | 宗像       | 28           | 0.021        |           |  |  |
|        |      |              |           |          | 35           |              |           |  |  |
|        |      |              |           | 太宰府      | 38           | 0.01         |           |  |  |
|        |      |              |           | 糸島       | 28           | 0.03         |           |  |  |
|        |      |              |           | 行橋       | 40           | 0.01         |           |  |  |
|        |      |              |           | (3) 教育放送 |              |              |           |  |  |
|        |      |              |           | 放送対象地域   | 送信場所         | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) |  |  |
| 全国     | 中継局  |              |           |          |              |              |           |  |  |
|        | (福岡) |              |           |          |              |              |           |  |  |
|        | 福岡   | 22           | 3         |          |              |              |           |  |  |
|        | 北九州  | 42           | 1         |          |              |              |           |  |  |
|        | 大牟田  | 13           | 0.01      |          |              |              |           |  |  |
|        | 久留米  | 13           | 0.03      |          |              |              |           |  |  |
|        | 宗像   | 22           | 0.021     |          |              |              |           |  |  |
|        | 太宰府  | 49           | 0.01      |          |              |              |           |  |  |
|        | 糸島   | 22           | 0.03      |          |              |              |           |  |  |
|        | 行橋   | 42           | 0.01      |          |              |              |           |  |  |

2 基幹放送事業者の放送

(2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |                |           | 中継局           |                |           |  |  |  |
|--------|------|----------------|-----------|---------------|----------------|-----------|--|--|--|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号)   | 空中線電力(kW) | 送信場所          | 周波数(チャンネル番号)   | 空中線電力(kW) |  |  |  |
| 福岡県    | 福岡   | 26 30 31 32 34 | 3         | 北九州           | 27 29 30 31 32 | 1         |  |  |  |
|        |      |                |           | 大牟田           | 21 26 29 30 31 | 0.01      |  |  |  |
|        |      |                |           | 久留米           | 21 26 29 30 31 | 0.03      |  |  |  |
|        |      |                |           | 宗像            | 18 20 23 24 26 | 0.021     |  |  |  |
|        |      |                |           | 太宰府           | 18 20 23 35 36 | 0.01      |  |  |  |
|        |      |                |           | 糸島            | 26 30 31 32 34 | 0.03      |  |  |  |
|        |      |                |           | 行橋            | 27 29 30 31 32 | 0.01      |  |  |  |
|        |      |                |           | (注1)～(注5) (略) |                |           |  |  |  |

(削る)

現行

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域  | 親局      |              |           | 中継局      |              |              |           |  |  |
|---------|---------|--------------|-----------|----------|--------------|--------------|-----------|--|--|
|         | 送信場所    | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所     | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW)    |           |  |  |
| 福岡県     | 福岡      | 28           | 3         | 北九州      | 40           | 1            |           |  |  |
|         |         |              |           | 大牟田      | 17           | 0.01         |           |  |  |
|         |         |              |           | 久留米      | 17           | 0.03         |           |  |  |
|         |         |              |           | 宗像       | 28           | 0.021        |           |  |  |
|         |         |              |           |          | (新設) 28      |              |           |  |  |
|         |         |              |           | (新設) 糸島  | (新設) 28      | (新設) 0.03    |           |  |  |
|         |         |              |           | 行橋       | 40           | 0.01         |           |  |  |
|         |         |              |           | (3) 教育放送 |              |              |           |  |  |
|         |         |              |           | 放送対象地域   | 送信場所         | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) |  |  |
|         |         |              |           | 全国       | 中継局          |              |           |  |  |
| (福岡)    |         |              |           |          |              |              |           |  |  |
| 福岡      | 22      | 3            |           |          |              |              |           |  |  |
| 北九州     | 42      | 1            |           |          |              |              |           |  |  |
| 大牟田     | 13      | 0.01         |           |          |              |              |           |  |  |
| 久留米     | 13      | 0.03         |           |          |              |              |           |  |  |
| 宗像      | 22      | 0.021        |           |          |              |              |           |  |  |
| (新設) 糸島 | (新設) 22 | (新設) 0.03    |           |          |              |              |           |  |  |
| 行橋      | 42      | 0.01         |           |          |              |              |           |  |  |

3 基幹放送事業者の放送

(2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |                |           | 中継局            |                     |           |  |  |  |
|--------|------|----------------|-----------|----------------|---------------------|-----------|--|--|--|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号)   | 空中線電力(kW) | 送信場所           | 周波数(チャンネル番号)        | 空中線電力(kW) |  |  |  |
| 福岡県    | 福岡   | 26 30 31 32 34 | 3         | 北九州            | 27 29 30 31 32      | 1         |  |  |  |
|        |      |                |           | 大牟田            | 21 26 29 30 31      | 0.01      |  |  |  |
|        |      |                |           | 久留米            | 21 26 29 30 31      | 0.03      |  |  |  |
|        |      |                |           | 宗像             | 18 20 23 24 26      | 0.021     |  |  |  |
|        |      |                |           | (新設) 糸島        | (新設) 26 30 31 32 34 | (新設) 0.03 |  |  |  |
|        |      |                |           | 行橋             | 27 29 30 31 32      | 0.01      |  |  |  |
|        |      |                |           | (注1)～(注5) (同左) |                     |           |  |  |  |

(注6) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

- ◎ 平成26年10月、沖縄県の今帰仁村(なきじんそん)において、気象条件によって季節的に発生する電波の異常伝搬現象(フェージング)等の影響による受信障害の解消を図るため、チャンネル変更を実施し、周波数(チャンネル番号)を追加したが、その後、受信障害対策が終了。
- ◎ そのため、基幹放送用周波数使用計画第5の1の(2)及び(3)並びに第5の3の(2)について、周波数(チャンネル番号)の削除を行う。

## 【変更内容】

## 変更案

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

## 1 日本放送協会の放送

## (2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |              |           | 中継局                           |                      |                            |
|--------|------|--------------|-----------|-------------------------------|----------------------|----------------------------|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所                          | 周波数(チャンネル番号)         | 空中線電力(kW)                  |
| 沖縄県    | 那覇   | 17           | 1         | 平良<br>石垣<br>石垣<br>(川平)<br>今帰仁 | 17<br>26<br>22<br>38 | 0.1<br>0.1<br>0.03<br>0.03 |

## (3) 教育放送

| 放送対象地域 | 送信場所       | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) |
|--------|------------|--------------|-----------|
| 全国     | 中継局        |              |           |
|        | (沖縄)<br>那覇 | 13           | 1         |
|        | 平良         | 13           | 0.1       |
|        | 石垣         | 24           | 0.1       |
|        | 石垣(川平)     | 18           | 0.03      |
|        | 今帰仁        | 40           | 0.03      |

(削除)

## 3 基幹放送事業者の放送

## (2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |              |           | 中継局                           |                                              |                            |
|--------|------|--------------|-----------|-------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所                          | 周波数(チャンネル番号)                                 | 空中線電力(kW)                  |
| 沖縄県    | 那覇   | 14 15 16     | 1         | 平良<br>石垣<br>石垣<br>(川平)<br>今帰仁 | 14 15 16<br>33 35 36<br>19 20 21<br>32 34 42 | 0.1<br>0.1<br>0.03<br>0.03 |

(注1)～(注5) (略)

(削除)

## 現行

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

## 1 日本放送協会の放送

## (2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |              |           | 中継局                           |                            |                            |
|--------|------|--------------|-----------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所                          | 周波数(チャンネル番号)               | 空中線電力(kW)                  |
| 沖縄県    | 那覇   | 17           | 1         | 平良<br>石垣<br>石垣<br>(川平)<br>今帰仁 | 17<br>26<br>22<br>17<br>38 | 0.1<br>0.1<br>0.03<br>0.03 |

## (3) 教育放送

| 放送対象地域 | 送信場所       | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) |
|--------|------------|--------------|-----------|
| 全国     | 中継局        |              |           |
|        | (沖縄)<br>那覇 | 13           | 1         |
|        | 今帰仁        | 13           | 0.03      |
|        | 平良         | 40           |           |
|        | 石垣         | 13           | 0.1       |
|        | 石垣(川平)     | 24           | 0.1       |
|        |            | 18           | 0.03      |

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

## 3 基幹放送事業者の放送

## (2) 総合放送(県域放送)

| 放送対象地域 | 親局   |              |           | 中継局                           |                                                          |                            |
|--------|------|--------------|-----------|-------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
|        | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所                          | 周波数(チャンネル番号)                                             | 空中線電力(kW)                  |
| 沖縄県    | 那覇   | 14 15 16     | 1         | 平良<br>石垣<br>石垣<br>(川平)<br>今帰仁 | 14 15 16<br>33 35 36<br>19 20 21<br>14 15 16<br>34 32 42 | 0.1<br>0.1<br>0.03<br>0.03 |

(注1)～(注5) (同左)

(注6) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

- ◎ 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止等に関し、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部を改正する告示案について意見募集を実施<sup>(※)</sup>。
- ◎ 提出意見及び提出意見に対する総務省の考え方(案)は以下のとおり。

★ 意見募集期間：平成29年12月23日(土)～平成30年1月26日(金)【35日間】

★ 意見提出者：法人2者、個人1者【合計3者】

| 意見提出者                    | 提出された意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 総務省の考え方(案)                                                                                                                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本電気株式会社                 | 従来の高精細度テレビジョン(HD)に加え、標準画質 テレビジョン(SD)の同時放送を可能にすることは、教育機会の増大に繋がる。<br>人生100年時代の現在、社会人が最新技術等を身につけるためのリカレント教育(学び直し)が視聴し易い形で拡充するという観点でも重要である。                                                                                                                                                                                                                                  | いただいたご意見は、本案に対する賛成のご意見として承ります。                                                                                                                              |
| ブロードキャスト・サテライト・ティズニー株式会社 | 放送技術の進展により、現行の16スロット帯域(BS)を活用して高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の2チャンネルを同時に実施可能とすることは、多様なコンテンツが提供される衛星基幹放送の周波数帯域の有効利用、及び視聴者サービス向上に資するものと考え、適切と考えます。                                                                                                                                                                                                                                | いただいたご意見は、本案に対する賛成のご意見として承ります。                                                                                                                              |
| 個人                       | 使用周波数帯の分割利用が行え、チャンネル数が増やせる事がうたわれていた地上デジタル放送において、放送大学学園の放送番組が終了する事は解しかねるのであるが(端的に言って、これは行政の失敗である。教育という重要な分野に対して行った行為がこれとは、国民として遺憾に思う。衛星放送ではなく地上放送で行う事に重要な意味があるのではないかと。それが台無しになってしまったと考える。本来であれば、画質はともかくとして、全国の地上波で放送大学学園の番組を見れる形にしておくべきではないのか。そうであるはずである。それが真逆の結果となった事は、非常に残念な事である。一般にそう結論付けられるところ、どの様な者共がこの様にしたのか、その詳細について公にしたいところである。)、削除するのであれば、その分の記述変更についてはやむを得ず認める。 | 放送大学学園においては、地上系放送に係る経費等の削減による経営の効率化を図る必要性、近年における一般家庭へのBS放送受信機の普及状況、在学生向けの放送授業番組のインターネット配信の利用状況等を踏まえ、地上系放送の廃止を平成28年5月27日に決定しました。今般の関係規定の整備は、この決定を踏まえて行うものです。 |

※ 意見募集の対象には、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を含む。

## 参照条文

### 【基幹放送普及計画の改正関係】

#### ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抄

##### （基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由をできるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

##### （電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第一百六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二～五 （略）

2 前項各号（第四号を除く。）の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

**【基幹放送用周波数使用計画の改正関係】****○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）**

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

1～2 （略）

3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 （略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三から五 （略）

2 （略）

平成30年3月1日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する  
移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について  
(平成30年3月1日 諮問第9号)

[北海道「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(山本課長補佐、岡本主査)

電話：03－5253－5737

# 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の 予備免許について

(北海道「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

平成30年3月1日  
情報流通行政局



## 背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯の一部（99MHzを超え108MHz以下）を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送（以下「V-Lowマルチメディア放送」という。）について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、平成27年に九州・沖縄広域圏、関東・甲信越広域圏及び近畿広域圏、平成28年に東海・北陸広域圏、平成29年に東北広域圏及び中国・四国広域圏の親局に対して予備免許を交付した。

## 〔これまでの経緯〕

- 平成25年9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表
- 12月 制度整備（改正省令等公布・施行）
- 平成26年7月 株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画（全7地域）に対して総務大臣の認定（「北海道」並びに「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の各広域圏）
- 平成27年6月 V-Low福岡局（九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許（同年11月免許）
- 7月 V-Low東京局（関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許（同年12月免許）
- 10月 V-Low大阪局（近畿広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許（平成28年2月免許）
- 平成28年2月 V-Low名古屋局（東海・北陸広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許（同年6月免許）
- 平成29年10月 V-Low仙台局（東北広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許
- 12月 V-Low広島局（中国・四国広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許

## 諮問の概要

- 今般、株式会社VIPから、北海道について、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第2項の規定に基づき、無線局（親局）開設の申請がなされた。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条第1項の規定に基づき予備免許を付与することとしたい。  
（予備免許に当たっては、既設無線局との干渉調整のため、同法第104条の2第1項の規定に基づき条件を付す予定。）

## 申請の概要

- (1) 申請者

株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦)
- (2) 無線局の名称

V-Low札幌(北海道V-Lowマルチメディア放送親局)
- (3) 運用開始の予定期日

免許の日から6月以内の日
- (4) 希望する周波数及び空中線電力

103.5MHzから108MHzまで 5kW
- (5) 無線設備の設置場所

送信所:北海道札幌市、演奏所:北海道札幌市

## 申請者の概要

- (1) 本社所在地

東京都千代田区麹町
- (2) 設立

平成26年1月16日
- (3) 資本金

約28億円(資本準備金を含む)
- (4) 出資者

株式会社ジャパンマルチメディア放送
- (5) 主な事業

マルチメディア放送の基幹放送局提供事業

### (6) 役員(常勤)

- 代表取締役会長

高島 進

(兼 株式会社エフエム東京顧問)
- 代表取締役社長

仁平 成彦

(兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部副本部長)
- 取締役

川島 修

(兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長  
兼 同社i-dio事業本部開発部長)
- 土屋 正巳

(兼 株式会社エフエム東京執行役員i-dio事業本部長  
兼 東京マルチメディア放送株式会社常務取締役  
兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送常務取締役)
- 五味 良二

(兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部開発部)
- 監査役

松永 香織

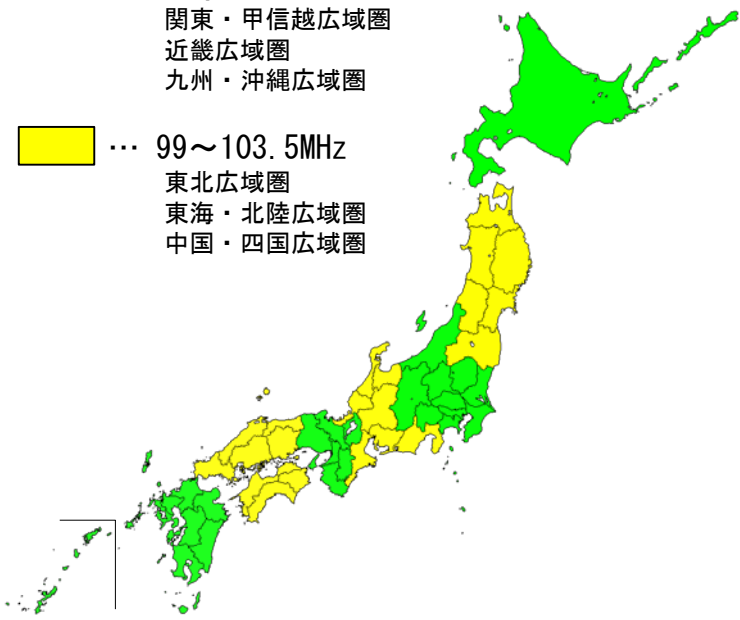
(兼 株式会社エフエム東京業務監査部長  
兼 同社経営戦略室経営計画部長  
兼 同社グループ経営管理室専任部長弁護士  
兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送監査役)

## 使用可能な周波数

- 103.5~108MHz

北海道  
関東・甲信越広域圏  
近畿広域圏  
九州・沖縄広域圏
- 99~103.5MHz

東北広域圏  
東海・北陸広域圏  
中国・四国広域圏



## 審査結果

以下に照らし審査した結果、いずれも適合していると認められる（主な審査結果の概要は以下のとおり。）。

- 電波法第7条第2項第1号（工事設計及び電気通信設備の技術基準への適合性）
- 同項第2号（周波数の割当可能性）
- 同項第3号（業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力の有無）
- 同項第7号（基幹放送局の開設の根本的基準への適合性）

## （1）技術審査

次の項目について審査を実施。

- 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 周波数の割当可能性【電波法第7条第2項第2号】
- 業務を維持するに足る技術的能力の有無【電波法第7条第2項第3号】
- 既設無線局の運用等への影響の有無（基幹放送局の開設の根本的基準関係）【電波法第7条第2項第7号】

⇒ 審査の結果、いずれの項目も適合している※ものと認められる。

※予備免許に当たり、既設無線局（航空無線航行業務の無線局）との干渉調整のため、試験電波の発射に際して段階的に出力を上げることとする等の条件を付すこととする。

## （2）特定基地局の開設指針への適合性（基幹放送局の開設の根本的基準関係）【電波法第7条第2項第7号】

- 申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月15日に総務大臣の認定を受けたもの。
- 本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定（世帯カバー率等）を満たす計画であるため、適合していると認められる。

## (3) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無〔電波法第7条第2項第3号〕

### ○事業収支見積り

収入、支出が適切に計上されており、2020年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっている。

(百万円)

・売上高:主にソフト事業者からの放送局設備提供役務料金収入を計上。

・営業費用:技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上。  
減価償却費は主に特定基地局の整備に係るもの。

※2017年度から2021年度までの5年間で、開設計画上の大規模・中規模局52局、小規模局132局、計184局(約136億円)を整備する計画。

|       | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 売上高   | 671    | 1,021  | 1,623  | 3,104  | 4,814  |
| 営業費用  | 1,792  | 1,919  | 2,518  | 2,606  | 2,882  |
| 営業利益  | ▲1,122 | ▲898   | ▲895   | 498    | 1,932  |
| 当期純利益 | ▲1,192 | ▲998   | ▲1,096 | 269    | 1,707  |
| 利益剰余金 | ▲2,360 | ▲3,359 | ▲4,455 | ▲4,186 | ▲2,479 |

(参考) (株)VIPは、7地域のうち、2016年3月に関東・甲信越広域圏、近畿広域圏及び九州・沖縄広域圏において、2016年7月に東海・北陸広域圏においてサービスを開始した。今般は、北海道において2018年度内にサービスを開始すべく予備免許申請を行うもの。なお、東北広域圏及び中国・四国広域圏については2017年度内のサービス開始をそれぞれ見込んでいる。事業収支見積りはこのスケジュールを前提としている。

### ○キャッシュフロー

・5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者(株)VIPの親会社である(株)ジャパンマルチメディア放送から120億円を借り入れ、また、40億円の増資を行うこととしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

・また、(株)ジャパンマルチメディア放送においては、(株)VIPへの貸付に充てる資金として、5年間で140億円の外部資金調達を行う計画。

⇒ 以上のとおり、事業収支見積り等の記載内容は、客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められる。

平成30年3月1日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する  
移動受信用地上基幹放送の業務の認定について  
(平成30年3月1日 諮問第10号)

[東北広域圏]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(山本課長補佐、岡本主査)

電話：03－5253－5737

# 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について

(東北広域圏)

平成30年3月1日  
情報流通行政局

## 背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(V-Lowマルチメディア放送)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月に特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、平成27年に九州・沖縄広域圏及び関東・甲信越広域圏、平成28年に近畿広域圏及び東海・北陸広域圏において、それぞれ移動受信用地上基幹放送の業務の認定を行った。
- 東北広域圏においては、平成29年10月にV-Low仙台局(東北広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許を交付するとともに、業務の認定について平成30年1月12日から同年2月13日まで申請を受け付けた。

## [これまでの経緯]

- |           |                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 9 月 | 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表                                                |
| 12月       | 制度整備(改正省令等公布・施行)                                                                                         |
| 平成26年 7 月 | 株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定<br>(「北海道」並びに「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の各広域圏) |
| 平成27年11月  | 九州・沖縄マルチメディア放送株式会社の業務認定(九州・沖縄広域圏)                                                                        |
| 12月       | 東京マルチメディア放送株式会社の業務認定(関東・甲信越広域圏)                                                                          |
| 平成28年 2 月 | 大阪マルチメディア放送株式会社の業務認定(近畿広域圏)                                                                              |
| 6 月       | 中日本マルチメディア放送株式会社の業務認定(東海・北陸広域圏)                                                                          |
| 平成30年 1 月 | 東北広域圏における業務の認定申請受付(1月12日～2月13日)                                                                          |
| 2 月       | 中国・四国マルチメディア放送株式会社の業務認定(中国・四国広域圏)に係る電波監理審議会からの答申                                                         |

## 諮問の概要

- 今般、北日本マルチメディア放送株式会社から、放送法(昭和25年法律第132号)第93条第2項の規定に基づき、東北広域圏における移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請(3セグメント形式の申請2件)がなされた。
- 審査の結果、いずれの申請も、同条第1項各号の規定に適合していると認められるので、同項の規定により認定することとしたい。



# 申請の概要

## 申請の概要

- |                     |                                                                                                          |                                                                                                               |  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (1) 申請者             | 北日本マルチメディア放送株式会社（代表取締役社長 剣持 文仁）                                                                          |                                                                                                               |  |
| (2) 放送対象地域          | 東北広域圏                                                                                                    |                                                                                                               |  |
| (3) 業務開始の予定期日       | 平成30年3月31日                                                                                               |                                                                                                               |  |
| (4) 希望する周波数         | 中央の周波数                                                                                                   | 100MHz、101.285714MHz、102.571429MHzのうち、いずれか2つの周波数                                                              |  |
|                     | 使用するOFDMフレームセグメント数                                                                                       | 3セグメント形式のOFDMフレーム<br>6セグメント（3セグメントの申請×2件）                                                                     |  |
| (5) 予定番組<br>（計13番組） | TS ONE<br>アニソン HOLIC<br>i-dio CLASSIC Selection<br>(株)エフエム青森*<br>(株)エフエム仙台*<br>(株)エフエム山形*<br>(株)エフエム北海道* | Amanek チャンネル<br>i-dio JAZZ Selection<br>i-dio MASTERPIECE Selection<br>(株)エフエム岩手*<br>(株)エフエム秋田*<br>(株)エフエム福島* |  |

※1 有料放送の該当は無し

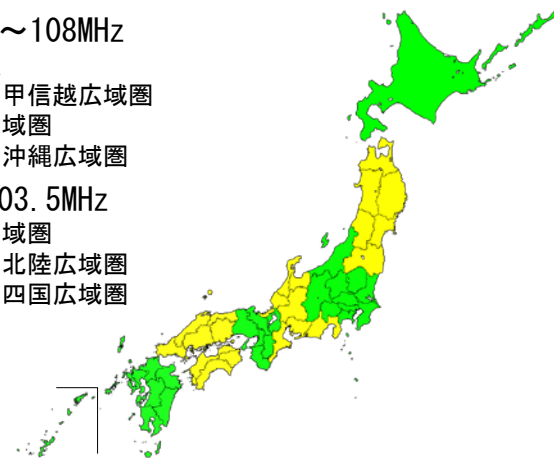
※2 「\*」は当該社のサイマル放送に、楽曲情報等の関連データを付した番組を放送予定

## 申請者の概要

- |            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| (1) 本社所在地  | 宮城県仙台市青葉区本町                             |
| (2) 資本金    | 約1.5億円（資本準備金を含む）                        |
| (3) 主な出資者  | 株式会社ジャパンマルチメディア放送<br>株式会社ジャパンエフエムネットワーク |
| (4) 主な事業   | 東北広域圏における移動受信用地上基幹放送                    |
| (5) 役員（常勤） |                                         |
| 代表取締役社長    | 剣持 文仁（兼 株式会社エフエム仙台代表取締役会長兼社長）           |

## 使用可能な周波数

- |                                                                                       |                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|    | … 103.5～108MHz<br>北海道<br>関東・甲信越広域圏<br>近畿広域圏<br>九州・沖縄広域圏 |
|  | … 99～103.5MHz<br>東北広域圏<br>東海・北陸広域圏<br>中国・四国広域圏          |





北日本マルチメディア放送(株)から申請のあった、移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請(3セグメント形式の申請2件)については、いずれの申請も、放送法第93条第1項各号の規定に適合していると認められる。

## 1. 基幹放送局設備の確保可能性 (放送法第93条第1項第1号)

- ✓ 株式会社VIPの基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数は東北広域圏において、現に移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していないため、確保が可能であると認められる。

## 2. 業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力の有無 (放送法第93条第1項第2号)

- ✓ 事業収支見積り等の記載内容は適切であり、経理的基礎を有していると認められる。
- ✓ 運用・保守等の業務に関し、実務経験等を有する要員や緊急時の体制等が確保されており、技術的能力を有していると認められる。

## 3. 電気通信設備の技術基準への適合性 (放送法第93条第1項第3号)

- ✓ 安全・信頼性に関する技術基準及び基幹放送の品質に関する技術基準に適合していると認められる。

## 4. 表現の自由享有基準への適合性 (放送法第93条第1項第4号)

- ✓ 申請者及び支配関係を有する者が使用する合計セグメント数は6を超えず、かつ、放送対象地域の数が2を超えないことから、適合していると認められる。

## 5. 放送の普及及び健全な発達のための適切性 (放送法第93条第1項第5号)

- ✓ 放送番組の編集の適合性、放送番組審議機関の設置、個人情報保護体制の整備等の事項について適切に計画しており、適合していると認められる。

## 6. 欠格事由 (放送法第93条第1項第6号)

- ✓ 申請者は日本の法人である等、欠格事由に該当しないものと認められる。